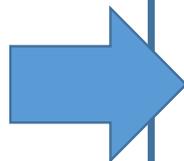


令和7年4月から農地の貸借方法が変わります

現在の貸借方法

- 農業経営基盤強化促進法による利用権設定（相対）
- 農地法第3条
- 農地中間管理事業（農地バンク）



令和7年4月からの貸借方法

- 農地法第3条
- 農地中間管理事業（農地バンク）

農業経営基盤強化促進法の改正により、「地域計画」策定・公告後の令和7年4月から、農業経営基盤強化促進法による利用権はできなくなります。

※現在権利設定されている契約につきましては、契約期間満了日まで継続されますが、次回更新時からは農地法第3条または農地中間管理事業（農地バンク）での契約をお願いいたします。

和泊町農業委員会 84-3524